函館市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，本市の産業を担う若者人材の確保およびその人材の本市への定着を促進するため，市内の中小企業等に就職のうえ，奨学金を返還する者に対して，予算の範囲内において当該奨学金の返還を支援する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は，それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大学等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学，短期大学，大学院，高等専門学校，専修学校（専門課程に限る。）その他市長が認めるものをいう。

(2) 奨学金　独立行政法人日本学生支援機構法（平成１５年法律第94号）第１４条第１項に規定する学資貸与金その他地方公共団体等が大学等の生徒・学生等に対して貸与する資金で市長が認めるものをいう。

(3) 中小企業等　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に掲げる者であって本市の区域内に事業所を有するものまたはこれらの者に準ずるものとして市長が認める者もしくは介護事業所等および保育施設等であって本市の区域内に所在するものをいう。

(4) 介護事業所等　函館市介護人材等地域定着奨励金交付要綱第２条第１項第１号で定義する事業所に該当する次に掲げる事業所等をいう。

ア　介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づき市の指定を受けた事業所（公的機関が設置し，または運営する事業所を除く。）および老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の４に規定する養護老人ホーム（公的機関が設置し，または運営する養

護老人ホームを除く。）

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２８条第１項各号および第２項第６号に規定するサービスを提供する事業所として市または北海道から指定を受けた事業所（公的機関が設置し，または運営する事業所を除く。）

ウ　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３８条第１項１号に規定する救護施設（公的機関が設置し，または運営する事業所を除く。）

(5) 保育施設等　函館市保育士等就労奨励金交付要綱第２条第１項第１号で定義する市内の認可保育所，幼稚園，認定こども園をいう。

(6) 正職員　次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。ただし，公務員またはそれに準ずる法人等（独立行政法人等）の職員は除く。

ア　雇用（労働）契約または労働条件通知書等（以下「雇用契約書等」という。）において，雇用期間の定めのない者であること。

イ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定に基づき，雇用保険の被保険者となったことの届出を行い，同法第９条第１項の確認を受けた者（同法第３８条第１項に規定する短期雇用特例被保険者および同法第４３条第１項に規定する日雇労働被保険者を除く。）であること。

ウ　雇用された日から継続して市内に住所を有する者であること。

(7) 介護職員等　第４号に掲げる介護事業所等に正職員として勤務し主たる業務が，施設内における入浴介助，排泄介助もしくは食事介助などの身体上の介助，訪問による身体介護，生活援助もしくは移動支援またはこれらに準じる業務など利用者への直接介護等を行う者とする。

(8) 保育職員　第５号に掲げる保育施設等に正職員として勤務し，直接保育を行う保育士，幼稚園教諭，保育教諭の資格を有する者とする。

（交付対象者の認定）

第３条　補助金の交付を受けようとする者は，第１１条に規定する交付申請および実績報告書の提出にあたり，次の各号に掲げる要件を全て満たすことについて，市長の認定を受けなければならない。

(1) 若者応援企業（第６条の登録を受けた中小企業等をいう。以下同じ。）に令和６年４月１日以後に正職員として新規に採用され，勤務していること。

(2) 大学等在籍中に，奨学金の貸与を受け，計画的にその返還をしている，または返還をする予定の者であって，補助金の交付を受けようとする期間において，勤務する若者応援企業から同様に奨学金の返還支援を受けていること。

(3) 補助金の交付を受けようとする期間において，函館市に住所を有すること。

(4) 申請年度の末日における年齢が３５歳未満であること。

(5) 奨学金の返還に対する他の助成制度の適用を受けていないこと。（本事業における函館市および若者応援企業の助成を除く。）

(6) 市税の滞納がないこと。

２　前項の認定を受けようとする者は，勤務する若者応援企業を通じて次に掲げる書類を採用日から３０日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 函館市奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定申請書（第１号様式）

(2) 在職証明書

(3) 勤務条件等を確認できる書類（雇用契約書等）

(4) 住民票の写し（雇用された日以後に発行されたもの）

(5) 奨学金の借入および返還残額を証する書類

(6) 雇用保険の被保険者であることを証する書類

(7) 納税証明書

(8) その他市長が必要と認める書類

３　前項の規定にかかわらず，やむを得ない理由があると市長が認めた

場合は，提出書類の一部を省略することができる。

４　市長は，第２項の規定による申請があった場合は，第１項各号に掲げる要件について審査のうえ，認定の可否を決定し，「函館市奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定（不認定）通知書」（第２号様式）により，その旨を勤務する若者応援企業を通じて，交付対象者に通知するものとする。

（交付対象者の変更）

第４条　前条の認定を受けた者は，次の各号のいずれかに該当するときは，ただちにその旨を「函館市奨学金返還支援事業補助金交付対象者変更届出書」（第３号様式）により，勤務する若者応援企業を通じて市長に届け出なければならない。

(1) 認定を辞退しようとするとき。

(2) 別表第１に規定する勤務する若者応援企業の支援の額および期間に変更があるとき。

(3) 勤務する若者応援企業を退職しようとするとき。

(4) 奨学金の借入総額または残額が減少するとき。

(5) 住所または氏名の変更があるとき。

（交付対象者認定の取消し）

第５条　市長は，第３条により認定通知を受けた交付対象者が，次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，交付対象者としての認定を取り消し，その旨を「函館市奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定取消通知書」（第４号様式）により勤務する若者応援企業を通じて通知するものとする。

(1) 交付対象者から認定を辞退する届出があったとき。

(2) 第３条第１項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により第３条第１項の認定を受けたとき。

（若者応援企業の登録）

第６条　市長は，若者人材の確保を目的に，自らが雇用する正職員の奨学金の返還を支援する中小企業等（以下「応援企業」という）であって，各号の要件を全て満たすものを，第２項の申請に基づき，登録を

決定するものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること

ア　本市を本店または主たる事務所の所在地とする中小企業等であって，奨学金の返還をする者，または返還をする予定の者（本市に住所を有する者に限る。イにおいて同じ。）を正職員として雇用する予定であること。

イ　本市に本店または主たる事業所がなく，本市に支店，営業所等を有する中小企業等であって，奨学金の返還をする者，または返還をする予定の者を，就業地域を本市に限定したうえで正職員として雇用する予定があること。

(2) 前号に規定する正職員に対し，奨学金の返還支援を目的として，別表第１に規定する支援の額および期間の金銭給付を予定していること。

(3) 第１号に規定する正職員を採用する手段として，函館市しごとポータルサイト「函館しごとネット」に登録していること。

(4) 労働基準法，職業安定法その他労働関係法令に違反していないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を行う者でないこと。

(6) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号に規定する暴力団，同条例第２条第２号に規定する暴力団員および同条例第６条に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。

(7) 市に納付すべき税を滞納していないこと。

(8) 本要綱に定める補助金の交付に関する手続きに関し，本市の求めに応じ，必要な協力を行うことができること。

２　前項の登録を受けようとする中小企業等は，次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 函館市奨学金返還支援事業若者応援企業登録申請書（第５号様式）

(2) 登記事項証明書（写しでも可）

(3) 納税証明書（写しでも可）

(4) その他市長が必要と認める書類

3　前項の規定にかかわらず，やむを得ない理由があると市長が認めた場合は，提出書類の一部を省略することができる。

4　市長は，第２項の規定により申請があった場合は，第１項各号に掲げる要件について審査のうえ，登録の可否を決定し，「函館市奨学金返還支援事業若者応援企業登録決定（不決定）通知書」（第６号様式）により，当該応援企業に通知するものとする。

（応援企業の変更）

第７条　前条により登録決定通知を受けた応援企業が，次の各号のいずれかに該当したときは，直ちにその旨を「函館市奨学金返還支援事業若者応援企業変更届出書」（第７号様式）により，市長に届け出なければならない。

(1) 登録決定の取消しを希望するとき。

(2) 前条第１項に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 第２条第１項第３号に規定する中小企業等の要件に該当しなくなったとき。

（応援企業の取消）

第８条　市長は，第６条により登録決定通知を受けた応援企業が，次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，応援企業としての登録を取り消し，その旨を「函館市奨学金返還支援事業若者応援企業登録取消通知書」（第８号様式）により通知するものとする。

(1) 応援企業から登録決定の取消しを希望する届出があったとき。

(2) 第６条第１項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 虚偽の登録申請をしたとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

（補助金の交付要件）

第９条　補助金は，次の各号に掲げる要件を全て満たす者に対し，交付することができる。

(1) 第３条の規定による認定を受けていること。

(2) 第１２条の規定による補助金の交付決定および額の確定をするま

で，勤務する応援企業の登録が継続していること。ただし，勤務する応援企業の登録が取り消しとなってもなお，交付することについて市長が認めた場合は，この限りではない。

(3) 本市に住所を有すること。

(4) 補助申請年度の末日において３５歳未満であること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 市税を滞納していないこと。

(7) その他市長が不適当と認めた者でないこと。

（補助金の交付期間および額）

第10条　市長は，第１２条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して，予算の範囲内において別表第２に定める交付期間および額を限度とし，決定する。

２　補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは，これを切り捨てるものとする。

（交付申請および実績報告）

第11条　第９条に規定する交付要件を全て満たす者は，勤務する応援企業を通じて，市長が別に定める期間に，次の書類を市長に提出し，補助金の交付申請をすることができる。

(1) 函館市奨学金返還支援事業補助金交付申請兼実績報告書（第９号様式）

(2) 住所を確認することができる書類（住民票の写し等）

(3) 在職証明書（第10号様式）

(4) 勤務する応援企業からの支援額が確認できる書類（給与明細書の写し等）。勤務する応援企業が代理返還をした場合については，代理返還したことを確認できる書類（領収書の写し等）

(5) 補助金の振込先を確認できる書類（通帳の写し等）

(6) 納税証明書

(7) その他市長が必要と認めるもの

２　前項に規定にかかわらず，やむを得ない理由があると市長が認めた

場合は，提出書類の一部を省略することができる。

（補助金交付の決定および額の確定）

第12条　市長は，前条の申請があった場合において，当該申請に係る書類等を審査のうえ，当該申請者が第９条各号の要件を満たすと認めるときは，補助金の交付決定および額を確定し，「函館市奨学金返還支援事業補助金交付決定兼確定通知書」（第11号様式）により勤務する応援企業を通じて申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条　市長は，前条の規定により補助金の額を確定したときは，速やかに補助金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条　市長は，第１２条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，当該交付決定の全部もしくは一部を取り消し，または変更し，その旨を「函館市奨学金返還支援事業補助金交付決定兼確定取消（変更）通知書」（第12号様式）により勤務する応援企業を通じて当該者に通知するものとする。

(1) 交付決定を受けた者から交付決定の取り消しを希望する届出があったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(3) その他市長が交付を不適当と認めたとき。

（補助金の返還等）

第15条　市長は，前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合は，既に交付した補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は，令和６年５月１０日から施行する。

２　改正後の第２条（第１項４号ウに係る部分に限る）の規定は，令和６年４月１日から適用する。

３　前項に定めるもののほか，この要綱の施行に伴い必要な経過措置は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和７年２月２５日から施行する。

別表第１（第６条関係）

	職種	支援の額	支援期間
１	介護職員等，保育職員	負担なし※	雇用された日以後に初めて奨学金を返還した日から起算して６０月を経過する日までの期間
２	１に掲げる職種以外	返還額の３分の１※	

※返還額のうち，市の負担額を除いた額を応援企業が自主的に負担する額を除く

別表第２（第 10 条関係）

	職種	交付額	交付期間	交付限度額
１	介護職員等，保育職員	返還額の３分の２	雇用された日以後に初めて奨学金を返還した日から起算して６０月を経過する日までの期間	１年度２４０，０００円
２	１に掲げる職種以外	返還額の３分の１		１年度１２０，０００円